



2026年6月26日

各位

会社名 株式会社アイリッジ  
代表者名 代表取締役社長 小田 健太郎  
(コード番号：3917 東証グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 森田 亮平  
(TEL. 03-6441-2325)

## 業績目標連動型新株予約権（有償ストック・オプション）の発行及び 当社取締役等による当社株式取得に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、当社の連結業績の達成を行使条件とする業績目標連動型新株予約権（有償ストック・オプション。以下「第12回新株予約権」といいます。）並びに当社子会社である株式会社オルクストラA I（以下「オルクストラA I」といいます。）の業績及び当社の時価総額目標の達成を行使条件とする業績目標連動型新株予約権（有償ストック・オプション。以下「第13回新株予約権」といいます。第12回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）を発行することを下記のとおり決議しましたので、お知らせします。また、当社は、当社取締役への貸付を決議し、当社取締役はその貸付金をもとに下記のとおり当社株式を取得することとしましたので、併せてお知らせします。

なお、本新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施します。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### 記

#### I. 新株予約権の募集等の目的及び理由

当社グループは、「Tech Tomorrow ～テクノロジーを活用して、わたしたちがつくった新しいサービスで、昨日よりも便利な生活を創る～」をミッションに掲げ、アプリビジネス事業及びビジネスプロデュース事業を中心に、開発力とビジネス創出力を強みとしたサービスを展開しております。当社グループは、2027年3月期を最終年度とする「中期経営計画2027（Tech & Innovation Partner）」（2024年5月公表）において、最終年度に連結売上高8,200百万円・調整後営業利益500百万円以上をオーガニック成長により達成することを目標として掲げております。さらに、当社グループは、これに続く成長の方向性として、生成A Iを成長の中核に据え、2030年3月期において連結売上高15,000百万円・調整後営業利益1,500百万円の達成を目指しております。

中期経営計画期間中、生成A I技術の社会実装は急速に進展し、アプリケーション開発市場においても構造的な変化が生じております。当社グループは、これまで蓄積した300を超えるアプリ導入実績と1億を超えるMAU（Monthly Active Users）の顧客基盤を有しており、生成A Iの普及は当社グループにとって代替リスクではなく、むしろこれらの基盤の価値を一層高める成長機会であると認識しております。当社グループは、こうした認識のもと、戦略立案から生成A Iを活用したサービスの実装・運用までを一気通貫で支援する「実装型パートナー」への進化を目指すとともに、生成A I領域における事業展開を加速するため、A I関連事業を担う子会社であるオルクストラA Iを設立し、グループ横断での生成A Iの利活用と新たな事業創出を推進しております。

こうした中長期の成長の実現には、経営を担う取締役が、株主の皆様と利害を共有し、企業価値及び株主価値の向上に強くコミットすることが重要であると考えております。本新株予約権の発行及び当社

取締役による当社株式の取得は、会社法上の報酬には該当しないものでありますが、上記の業績目標及び当社の時価総額の拡大に向けた経営陣のコミットメントを明確にし、株主の皆様との利害共有を一層促進するコーポレートガバナンス上の重要な取組みであると捉えております。

具体的には、当社の連結業績の達成を行使条件とする第 12 回新株予約権を、当社の代表取締役をはじめとする当社の取締役 5 名に対して発行します。第 12 回新株予約権は、上記の 2030 年 3 月期における当社業績目標の達成を行使条件とすることで、付与対象者の企業価値の向上に向けたコミットメントを高めるものであります。また、オルクストラ A I の業績及び当社の時価総額目標の達成を行使条件とする第 13 回新株予約権を、オルクストラ A I の代表取締役である当社取締役に対して発行します。第 13 回新株予約権は、生成 A I 事業を牽引するオルクストラ A I の業績目標に加え、当社の時価総額目標を達成することを行使条件とすることで、生成 A I 事業の成長と当社の株主価値の向上の双方の実現に向けたコミットメントを高めるものであります。さらに、当社取締役に対し当社株式の取得を目的とする貸付を行い、当該貸付金を原資として市場において当社株式を取得することを通じて、株主の皆様との利害共有を図ってまいります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2026 年 3 月期末時点の発行済株式総数に対し、第 12 回新株予約権につき最大で約 1.0%、第 13 回新株予約権につき最大で約 1.0%に相当いたします。もっとも、本新株予約権は、上記の業績目標等の達成を行使条件としており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであります。このため、本新株予約権の発行による株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。また、当社取締役による当社株式の取得は、株式市場における既発行株式の買付けにより行われるものであり、これによる当社株式の希薄化は生じません。

## II. 第 12 回新株予約権（新株予約権の名称：株式会社アイリッジ 第 12 回新株予約権）の発行要項

### 1. 新株予約権の数

775 個

なお、第 12 回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 77,500 株とし、下記 3.（1）により第 12 回新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に第 12 回新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

第 12 回新株予約権 1 個あたりの発行価額は 100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

第 12 回新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、第 12 回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、第 12 回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、第 12 回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### （2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

第 12 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価

額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、第 12 回新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金 405 円とする。

なお、第 12 回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、第 12 回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、第 12 回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

第 12 回新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027 年 7 月 1 日から 2031 年 7 月 23 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 第 12 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 第 12 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による第 12 回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高と調整後営業利益が、以下(a)、(b)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた第 12 回新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降第 12 回新株予約権を行使することができる。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な第 12 回新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2030 年 3 月期までに、売上高が 15,000 百万円を超過、または調整後営業利益が 1,500 百万円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b) 2030 年 3 月期までに、売上高が 15,000 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 1,500 百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、当該調整後営業利益は、当社の有価証券報告書に記載される営業利益に、のれん償却費、株式報酬費用、企業買収等により生じた無形資産の償却費用、及びその他一時費用を加算した額とする。また、上記における売上高と調整後営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 第12回新株予約権者の相続人による第12回新株予約権の行使は認めない。
- ④ 第12回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該第12回新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各第12回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026年7月24日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、第12回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により第12回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、第12回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年7月24日

#### 9. 申込期日

2026年7月23日

#### 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 775個

### III. 第13回新株予約権（新株予約権の名称：株式会社アイリッジ 第13回新株予約権）の発行要項

#### 1. 新株予約権の数

780個

なお、第13回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式78,000株とし、下記3.(1)により第13回新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に第13回新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

第13回新株予約権1個あたりの発行価額は100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

第13回新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、第13回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、第13回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、第13回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切

に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

第 13 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、第 13 回新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の金 405 円とする。

なお、第 13 回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、第 13 回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、第 13 回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

第 13 回新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027 年 7 月 1 日から 2031 年 7 月 23 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 第 13 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 第 13 回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による第 13 回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、以下(a)、(b)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた第 13 回新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、これ以降第 13 回新株予約権を行使することができる。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な第 13 回新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2030 年 3 月期までに、オルクストラ A I の売上高が 500 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 50 百万円を超過し、かつ当社の時価総額が 10,000 百万円を超過した場合  
行使可能割合：50%

(b) 2030 年 3 月期までに、オルクストラ A I の売上高が 1,000 百万円を超過し、かつ調整後営業利益が 100 百万円を超過し、かつ当社の時価総額が 20,000 百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、当該調整後営業利益は、営業利益に、のれん償却費、株式報酬費用、企業買収等により生じた無形資産の償却費用、及びその他一時費用を加算した額とする。また、上記における売上高と調整後営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 第13回新株予約権者の相続人による第13回新株予約権の行使は認めない。
- ④ 第13回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該第13回新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各第13回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026年7月24日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、第13回新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により第13回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、第13回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年7月24日

#### 9. 申込期日

2026年7月23日

#### 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役                      1名              780個

### IV. 当社取締役による当社株式の取得

#### 1. 株式取得の目的及び概要

当社取締役4名は、総額1.5億円で当社普通株式を株式市場から買付けることとしました。この買付けは当社取締役個人の取引として実行され、取締役の買付けにおいては一定の価格及び条件の範囲で証券会社に一任、あるいは金融商品取引法第166条第6項第12号又は同法第167条第5項第14号に定める「知る前計画」として実行されます。買付けは2026年6月29日より順次開始され、1.5億円を上限として、2026年9月30日(予定)までの一定の期間継続する予定です。

当社は、今回の株式取得が当社の今後の業績拡大へのコミットメントをより一層強化し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断しており、適切な資産保全策を講じた上で、この株式取得に係る資金を融資することを、2026年6月26日開催の取締役会で承認決定しております。

#### 2. 市場からの株式取得の取得時期及び総額株式取得の目的及び概要

(1) 取得時期                      2026年6月29日から2026年9月30日(予定)

(2) 取得金額の上限              総額1.5億円

※ 取得する株式数は取得時の株価によって変動します。

※ 株式の取得については、一定の価格及び条件の範囲で証券会社に一任、あるいは金融商品取引法第166条第6項第12号又は同法第167条第5項第14号に定める「知る前計画」として実行され、株価の状況等により取得金額の上限まで買付を行わない場合があります。

以 上